補助金見直し基本方針

補助金の交付は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や、公益的な市民活動を活性化するなど、市の施策を展開するうえで、重要な役割を担っている。

しかしながら、補助金交付の長期化により、既得権化し、交付団体の自立を阻害するなどの 弊害も指摘される。

一方で、行政には、市民や市民活動団体など多様な主体との協働が不可欠であり、市民活動 団体等の自発的、継続的な活動を促進する必要がある。

補助金の財源は、広く市民からの税金等で賄われている公金であり、その見直しにあたっては、単純に縮減や廃止を目的とするのではなく、市民の自治意識の高揚と行政の意識改革のなかで、公平性・透明性・公益性が確保され、市民の利益に役立つ活動を支援する仕組みが求められる。

1. 基本的考え方

(1) 事業費補助への移行

補助金の交付は、本来、事業費を対象に補助されるべきであり、事業に対する計画が立てられ、事業目的の達成に向けて行政が資金的な支援をすることが必要と判断された場合に、補助金が交付されるべきである。補助対象事業を明確に限定することで、補助の効果や必要性を検証する事業評価が可能となる。

従って、団体への運営補助は、補助の対象となる経費の範囲を限定したうえで、終期を 定め、段階的に削減していくべきである。ただし、団体が設立当初で運営基盤が脆弱であ る場合は、協働に向けたパートナー育成のため、終期を定めたうえで、原則外として一部 認める必要がある。

(2)終期の設定(サンセット方式の確立)

補助が長期にわたる場合、既得権化等の様々な課題が表出してくる。そのため適切な見直しを適宜実施し、弊害を防ぐために終期を設定する必要がある。新規補助金については開始時に、既存の補助金については見直し時に改めて終期を設定する。

(3) 公募型補助金制度の創設

時代の変化に伴い多様化する市民ニーズに対応し、地域活動の担い手である市民と行政 との協働による活気あるまちづくりを推進するため、市民の発想を活かす、新たな時代に 対応した補助金制度の創設を進める必要がある。

(4)補助事業の情報公開

公平性・透明性・公益性を確保するため、補助事業に関する情報を広く市民に公開する 必要がある。公開により補助を受ける市民活動団体等の自覚を促し、事業の成果を高める。

2. 補助金の交付と見直しに関する基準

(1)補助金交付基準【別表1】

地方自治法第232条の2において「地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄付又は補助することができる。」とされており、公益上必要があるかどうかの判断は、十分かつ客観的に妥当性があるものでなければならない。このため、多種多様な補助金について、公平性を確保し、補助金を交付(審査)するための判断基準を設けることとし、毎年度、「補助金交付基準」に基づき審査決定する。

(2) 補助金見直し基準 (期間経過後の補助金の判断基準) 【別表2】

終期の設定を原則として補助金を交付することから、期間の経過を以って交付を終了する。しかし、補助の継続について検討する必要が認められる場合もあり、期間経過時に見直しを行う必要がある。このため、補助金交付基準に基づく審査を行うための具体的な基準として「補助金見直し基準」を定める。

実際の見直しにおいては、「北茨城市補助金見直しシート記載要領」の「別紙1補助金評価基準」を用いて評価を点数化し、それに基づき「別紙2補助金見直し基準運用表」の区分に従って見直しの方向性を定める。

3. 第三者機関の設置

補助金の適正な執行を行うため、特に補助金の見直しや補助対象経費の範囲などを審議する第三者機関として補助金検討委員会を設置する。

なお、この委員会は、北茨城市行政改革懇談会をもって充てる。

4. 補助金見直しの進め方

(1) 補助金事務担当課による見直し

補助金交付団体の事業計画書、事業実績報告書、領収書等に基づき様式1「北茨城 市補助金見直しシート」を作成し、補助金の評価、見直しを行う。(一次評価)

(2) 補助金検討委員会による見直し

補助金事務担当課の作成した様式1「北茨城市補助金見直しシート」に基づき、補助金の評価、見直しを行う。(二次評価)

なお、必要に応じて補助金事務担当課及び補助金交付団体とのヒアリングを行う。

5. 補助金見直し結果の反映

補助金の見直し結果は、次年度の当初予算編成に反映させる。

6. 補助金見直し結果の公表

補助金事務担当課に様式2「北茨城市補助金見直し結果シート」の提出を求め、結果を集計し公表する。

【別表1】補助金交付基準

内容	項目	説明
容 判断指針	(1) 補助対象事業 の適格性 (明確性・公益性・ 必需性・時宜性)	① 法令等により市が補助することが義務付けられている事業であること ② 事業の目的・視点・内容が明確であること ③ 特定の者のみ利益に供することのないこと ④ 地域での住民自治、社会福祉・教育の推進、経済・産業の振興の分野において、行政が積極的に普及・促進するうえで、事業推進を図るための支援が必要と認められること ⑤ 社会情勢に合致していること ① 補助対象事業の効果が認められること
	(事業の効果・交付 の有効性・手段とし ての有効性) (3) 団体等の適格 性	 ② 補助金の交付による効果が認められること ③ 補助金の交付を受けて行うことが有効であると認められる事業であること ① 補助対象事業の内容が団体等の目的と合致していること ② 団体等の会計処理が適切であること ③ 団体等が市の税金等の滞納をしていないこと ④ 団体等の会計処理上、繰越金がないこと(事業費補助の場合を除く)
補助対象経費	(1) 事業費対象の 原則 (2) 補助率・補助単 価の明確化の原則 終期の設定の原則	① 団体運営費に係る補助は、原則、対象としない。ただし、設立当初等やむを得ない場合を除く。 ② 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、視察旅行費等は対象としない。ただし、当該補助金が事業費補助であり、直接事業に係わる経費である場合を除く。 補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準を明確にし、補助金の交付額を決定する。 ① 市単独補助金は、原則として設定期間内で交付を終了する。
期間	11. 773 12 BA AC 12 MA AG	② 国や県の制度によるものは、補助終了を持って終了することを原則に見直す。なお、補助期間内であっても必要に応じ見直す。

※ 運営費補助の場合、判断指針の「事業」は「団体」に読み替えること。

【別表2】補助金見直し基準(期間経過後の補助金に関する判断基準)

見直しの方向性	項目
	法令等により市が補助することが義務付けられているもの
	国、県の補助金等を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義
	務的であるもの
現行維持	財源の全額が特定財源であり、一般財源を伴わないもの
	他市町村との協議等により市の負担が決定しているもの
	補助対象事業、団体等の適格性、補助の有効性が高く、現行水準を維持
	する必要があるもの
費用変更	事業手法を見直し、市の直営又は委託方式等に変更する必要があるもの
	補助対象事業の適格性が認められないもの
	補助の有効性が認められないもの
廃止	団体等の適格性が認められないもの
所 II.	補助対象事業、団体等の適格性、補助の有効性が著しく低いもの
	団体の設立から3年を経過した団体に対する運営費補助(団体の適格性が
	高いものを除く)
縮	他の項目に該当しないもの

[※] 運営費補助の場合、「事業」は「団体」に読み替えること。